

① とよた・ゼロカーボンドライブ補助金

再エネ由来の電気で給電できる
次世代自動車及びV2H・充電設備を導入する場合

再エネ型V2H

上限**85万円**

※再エネ型BEV / PHEVを所有している
又は同時に購入する場合に限る。

再エネ型充電設備

上限**30万円**

※再エネ型BEV / PHEVを所有している
又は同時に購入する場合に限る。

再エネ型BEV / PHEV

再エネ型BEV
上限**110万円**

再エネ型PHEV
上限**80万円**

※補助額は車両ごとに設定



再エネ型BEV / PHEVとは？

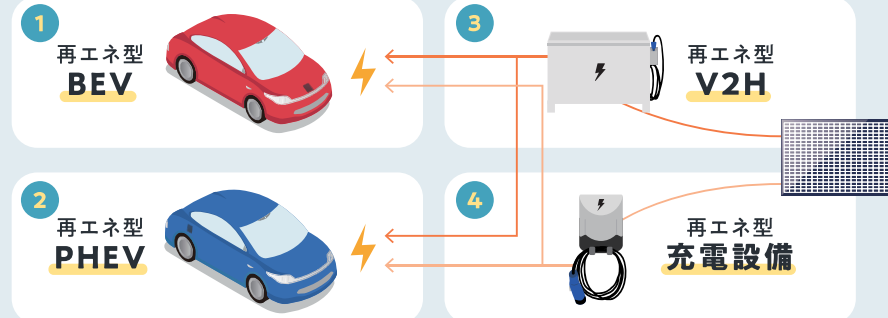
再エネ由来の電気で給電できるBEV / PHEVのこと。
再エネ由来の電気とは、
太陽光発電設備で創った電気や、
再エネ電気契約をしている電気のこと。

申請
受付期間

令和7年5月1日(木)～令和8年2月16日(月)

※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

対象となる機器



※ただし、①及び②は再エネ由来の電気(太陽光発電や再エネ電気等)で自動車を給電できる場合に限る。

※ただし、③及び④は再エネ型自動車(BEV/PHEV等)を所有している場合に限る。③及び④との同時申請も可能。

補助金額

種別	再エネ型BEV	再エネ型PHEV	再エネ型V2H	再エネ型充電設備
補助率	車両ごとに設定※1	車両ごとに設定※1	1/2+10万円	1/2
上限額	110万円	80万円	85万円	30万円
要件	・再エネ電気で給電できること ・家用車であること ・国CEV補助金及び市EF補助金の補助対象自動車であること		・外部給電機能付次世代自動車(BEV、PHEV、FCEV)を所有していること ・再エネ電源に接続すること ・賃貸借でないもの ・経産省補助金の補助対象機器であること	

※1 車両ごとの補助額は市HPの「補助対象車一覧」を参照

※本補助金と国補助金は併用不可です。

(クリーンエネルギー自動車導入促進補助金&クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金)

補助対象者 注意:補助金の申請は同年度内に1世帯につき各補助金1回限りです!

- ✓ 要綱で定める耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録をしない。
- ✓ 豊田市税を滞納していない
- ✓ (BEV・PHEVの場合)新車登録日の1年以上前から、申請の際まで引き続き市内に在住している方
※住民基本台帳法により豊田市の住民として記録されていること。(期間内に1度でも転出している方は対象になりません。)

申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



※導入設置完了日とは BEV・PHEVの場合 …… 新車登録日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日
V2H・充電設備の場合 …… 保証開始日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日

1回目の申請
導入設置予定届出書
提出期限

対象設備の導入設置完了日以前に提出

2回目の申請
交付申請兼
実績報告書提出期限

対象設備の導入設置完了日から2か月以内。
ただし、令和8年2月16日(月)より後には提出できません。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。

【注意】補助金の一部に地域脱炭素推進交付金(環境省)を活用しますので、国の補助制度の適応を受ける施設は対象外となります。

詳細は
こちら▶



再エネ由来の電気で給電できる次世代自動車 及び
V2H・充電設備の導入を検討されている企業様へ

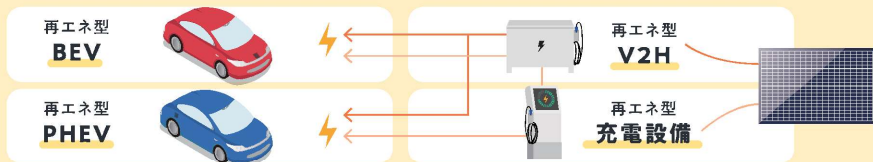
②

事業者向け

とよた・ゼロカーボンドライブ 補助金



■ 対象となる機器



■ 補助金額

種 別	再エネ型BEV	再エネ型PHEV	再エネ型V2H	再エネ型充電設備
補 助 率	車両ごとに設定※1	車両ごとに設定※1	1/2+10万円	1/2
上 限 額	110万円	80万円	85万円	30万円
要 件	・再エネ電気で給電できること ・自家用車両であること ・国CEV補助金及び市EF補助金の補助対象自動車であること		・外部給電機能付次世代自動車 (BEV、PHEV、FCEV) を所有していること ・再エネ電源に接続すること ・賃貸借でないもの ・経産省補助金の補助対象機器であること	

※1 車両ごとの補助額は市HPの「補助対象車一覧」を参照

※本補助金と国補助金は併用不可です。(クリーンエネルギー自動車導入促進補助金&クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金)

■ 補助対象者 注意:各補助金の申請は1事業者につき同一年度内1台までです!

- ✓ 要綱で定める耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録をしない。
- ✓ 豊田市内に本社、支社、支所、営業所などを置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実績がある
- ✓ 豊田市税を滞納していない

申請の流れ【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



※導入設置完了日とは BEV・PHEVの場合 …… 新車登録日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日
V2H・充電設備の場合 …… 保証開始日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日

1回目の申請 導入設置予定届出書提出期限

対象設備の導入設置完了日以前に提出

2回目の申請 交付申請兼実績報告書提出期限

対象設備の導入設置完了日から2か月以内。
ただし、令和8年2月16日(月)より後には提出できません。

申請受付期間

令和7年5月1日(木)～令和8年2月16日(月) 必着

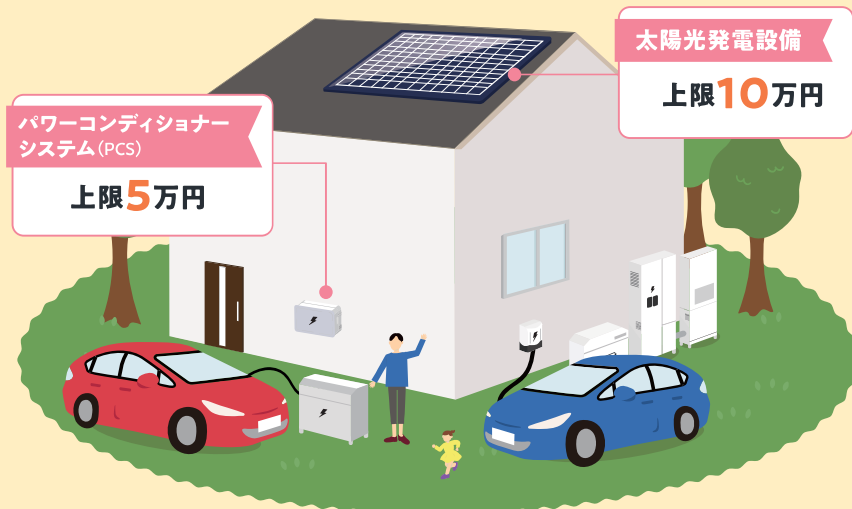
申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細は

【注意】補助金の一部に地域脱炭素推進交付金(環境省)を活用しますので、国の補助制度の適応を受ける施設は対象外となります。こちら▶



③ 自家消費型太陽光発電 設備設置費補助金

自ら居住する住宅に、自家消費型の太陽光発電を設置、
又はパワーコンディショナーシステム(PCS)を更新する場合



いずれも 外部給電機能付の電気自動車
又はプラグインハイブリッド車を所有している場合に限る。

外部給電設備とは

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。
この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、
非常時の安心に繋がります。

1500Wを超えない範囲で
複数の家電の同時使用が可能

- 携帯電話 10W
- 照明 60W
- 電気ポット 1400W
- 炊飯器 600W
- 暖房器具 800W
- テレビ 500W
- パソコン 100W

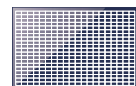
SHARE THE POWER

申請
受付期間

令和7年5月1日(木)～令和8年2月16日(月)

※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

対象となる機器



太陽光発電設備



パワーコンディショナー
システム(PCS)の更新

ただし、どちらも以下の条件を満たしている場合に限る

- ① 外部給電機能付の電気自動車 又は プラグインハイブリッド車を所有している
- ② 市内の事業者で設置・更新をする



補助金額

種 別	太陽光発電設備	パワーコンディショナーシステム(PCS)更新
補 助 率	1万円/kW(太陽光出力)	1万円/kW(PCS出力)
補助上限額	最大10万円	最大5万円

※補助対象設備の要件について詳細は市HPに掲載の要綱をご覧ください。

※集合住宅等に対象設備を設置する場合は、電気事業者と太陽光発電システムで発電した電力を自ら居住する部分でのみ使用する旨の契約を締結する場合に限る。

補助対象経費 注意:補助金の申請は同一年度内に1世帯につき各補助金1回限りです!

対象設備の設置に要する費用

(例) 本体機器費、架台、接続箱、配線・配線器具の購入、システムの設置工事に関する費用等

詳細は市HPに
掲載の要綱をご覧ください。



申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



1回目の申請 設置予定届出書 提出期限

対象設備の設置完了日以前に提出

2回目の申請 交付申請兼 実績報告書提出期限

対象設備の設置(更新)完了日から2か月以内。
ただし、令和8年2月16日(月)より後には提出できません。

設置完了日とは、次の①又は②のうちいずれか遅い日のことです。

■ 太陽光発電システムの場合

① 電気事業者との 系統連系開始日 or 連系契約締結日 or 契約内容変更日

※系統に接続しない場合は、対象設備の保証開始日のうち最も遅い日

② 補助対象経費の支払いが完了した日

※分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の締結日 or 分割払いでない補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日

■ パワーコンディショナーシステムの場合

① 補助対象事業の工事が完了した日 ② 補助対象経費の支払いが完了した日

※分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の締結日 or 分割払いでない補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細はこちら▶

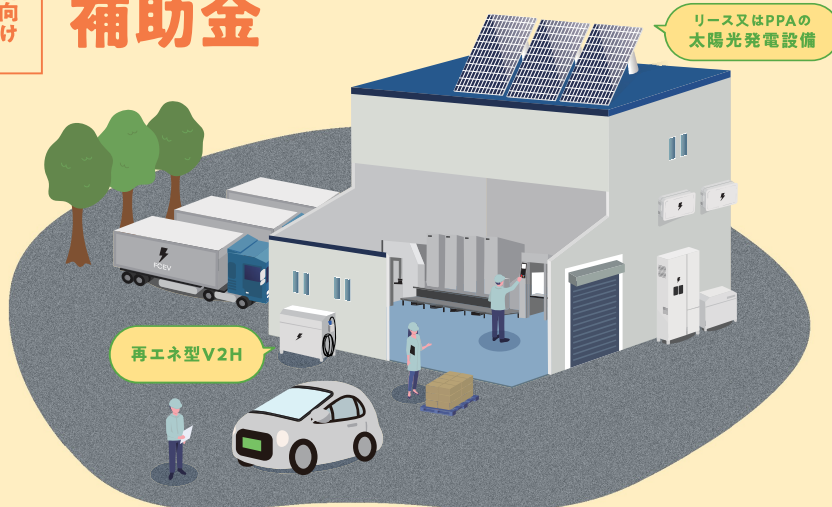


市内事業所に、自家消費型の太陽光発電をリース、PPAで設置、
又は再エネ型V2Hを設置する企業様へ

④

事業者向け

太陽光発電設備設置事業費補助金



リース又はPPAの
太陽光発電設備

再エネ型V2H

対象となる機器



リース又はPPAの
太陽光発電設備



再エネ型V2H

補助金額

※補助対象設備の要件及び補助対象経費について、詳細は市HPに掲載の要綱をご覧ください。

種 別	リース事業間接補助	PPA事業間接補助	再エネ型V2H※
補 助 率	5万円/kW(太陽光出力)	5万円/kW(太陽光出力)	1/2+10万円
補助上限額	最大250万円	最大250万円	最大85万円

※再エネ型V2Hについては、同時にリース又はPPAで太陽光発電設備を導入し、
「事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金(太陽光発電設備設置に対する補助)」の交付決定を受けている場合に限り

申請受付期間 令和7年5月1日(木)～令和8年2月16日(月) 必着

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細は

【注意】補助金の一部に地域脱炭素推進交付金(環境省)を活用しますので、国の補助制度の適応を受ける施設は対象外となります。こちら▶



リース又はPPAの太陽光設備導入の場合



補助対象者



リース
事業者

市内事業者に対してリースにより
太陽光発電設備を貸与する事業者



PPA
事業者

市内事業者に対してPPAにより
電気を供給する事業者

※補助対象設備の設置工事を市内事業者が請け負っていること。
※太陽光発電設備等の導入される場所は、市内の事業所内であること。
※太陽光発電設備は以下の要件を満たしている必要があります。

- FIT制度又はFIP制度の認定を取得していないこと
- 自己託送を行わないこと
- 未使用のものであること
- 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること(必要に応じて計測器を設置)
- J-クレジット制度への登録を行わないこと

申請の流れ



交付決定前に着手する場合、事前着手届の提出が必要です。

完了実績報告書提出期限 事業完了日から2か月以内に提出。ただし、令和8年2月16日(月)より後には提出できません。

太陽光発電設備に加えて、V2Hの設置も補助対象となります /

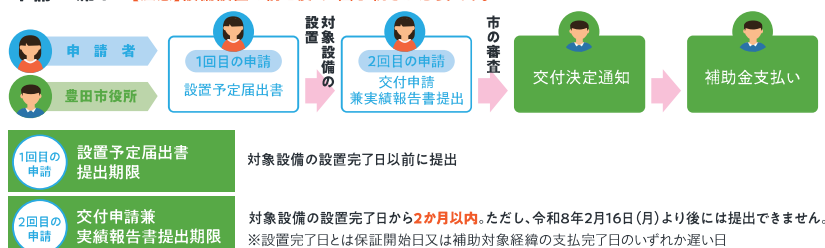
再エネ型V2H導入の場合



補助対象者 注意:補助金の申請は1事業者につき同一年度内1台までです!

- ✓ 上記太陽光発電設備の付帯設備として導入すること
(交付決定時点において、上記太陽光発電設備が、本補助金の交付決定を受けていること)
- ✓ 要綱で定める耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録をしないこと
- ✓ 豊田市内に本社、支社、支所、営業所などを置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実績がある
- ✓ 豊田市税を滞納していない

申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



1回目の申請 設置予定届出書提出期限 対象設備の設置完了日以前に提出

2回目の申請 交付申請兼実績報告書提出期限 対象設備の設置完了日から2か月以内。ただし、令和8年2月16日(月)より後には提出できません。
※設置完了日とは保証開始日又は補助対象経緯の支払完了日のいずれか遅い日

豊田市の企業向け脱炭素支援策 令和7年度

本市における脱炭素関連の主な支援策を紹介します。詳細は二次元コードをご参照ください。

●カーボンニュートラル相談窓口（中小企業者向け）

豊田市内に事業所がある中小企業者を対象に、カーボンニュートラルや省エネに関して相談できる窓口を設置。

ポイント

- ①無料で相談可
- ②専門家によるアドバイス
- ③オンラインも対応（ものづくり創造拠点SENTAN）も対応

詳しくは
こちら▶



●豊田市脱炭素スクール

豊田市内に事業所がある企業を対象に、脱炭素経営のポイントや省エネ推進・再エネ導入の実践手法を学ぶ連続講座を開講。スクール内では講義の他、他社交流も踏まえたグループワークを実施。

「受講生の声」や開校情報の詳細はこちら▶



●グリーン電力証書の販売

本市で活動する事業所及び団体を対象に、藤岡南中学校に設置している太陽光パネルで発電した電力及び渡刈クリーンセンターでバイオマス発電した電力から発生した、「グリーン電力証書」を販売。

詳しくは
こちら▶



●豊田市設備投資奨励金

市内で製造業・ソフトウェア業等に属する事業を営む会社が、温室効果ガスの排出量削減等を目的として行う設備投資に要する費用の一部を補助。

対象設備

専ら生産、研究又は開発の用に供する償却資産

最低投資額

中小企業1,000万円、大企業3億円

補助率

中小企業20%、大企業10%

※市場規模拡大分野に該当する場合は、補助率を10%上乗せ

※指定申請受付期限：事業着手の30日前までに奨励事業者の指定申請を行う必要があります。

事業着手の定義は案件ごとに異なるため、お早めに御相談ください。

詳しくは
こちら▶



●豊田市新エネルギー活用促進補助金

市内で製造業又は運輸業※1に属する事業を営む中小企業又は中堅企業※2が、再エネ発電設備（太陽光発電、蓄電池等）又は水素活用設備（再生可能エネルギー由来水素発電システム、純水素型燃料電池、水素燃料ボイラー、温水発生器、水素バーナー）を導入する費用の一部を補助（自己所有、自家消費に限る）。

補助率・上限額

再エネ発電設備は豊田市SDGs認証（ゴールド、シルバーに限る。）を取得している場合、対象経費の2/3 上限4,000万円、それ以外の場合、対象経費の1/2 上限3,000万円。
水素活用設備は対象経費の1/2 上限は設備に応じ最高1億円

※1 運輸業の一部が対象になります。対象業種については、HP・要綱をご覧ください。

※2 大企業のうち従業員2,000人以下の会社が対象になります。詳しくはHP・要綱をご覧ください。

詳しくは
こちら▶



●事業者向けFCトラック普及促進事業補助金

市内の事業者が、FCトラックを自ら使用する目的で購入又はリース契約する場合に、その費用の一部を補助。

・小型トラック 350万円・大型トラック 1,420万円

補助上限額

豊田市SDGs認証による上乗せあり▶ゴールド 200万円・シルバー 100万円

※申請にあたっては、補助金交付要綱、手続き要領などを必ずご確認ください。詳細はHPをご覧ください。

●豊田市版環境減税（再生可能エネルギー発電設備減税）

10kW以上2,000kW未満の事業用太陽光発電システム等の固定資産税（償却資産）を課税初年度より3年間1/2とする。（課税標準の特例が適用される場合を除く）

※令和7年4月1日から取得のものは自家消費型のみが対象です。

（ただし、令和7年12月31日までは経済産業大臣の認定を受けた設備も対象になります。）

詳しくは
こちら▶



事業者向け

脱炭素支援 補助金



- 事業者向け次世代自動車補助金
- 事業者向けとよた・ゼロカーボンドライブ補助金
- 事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金

お問い合わせ

豊田市環境政策課補助金窓口
（豊田市役所環境センター1階）

TEL 0565-41-7391 備 FAX 0565-41-7392

Email ecolife@city.toyota.aichi.jp

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時45分（土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません）



豊田市